

インフルエンザの予防接種について（お知らせ）

高松市保健所保健予防課

TEL 839-2860 FAX 839-2879

【インフルエンザについて】

インフルエンザは、インフルエンザウイルスの飛沫（ひまつ）感染により起こります。インフルエンザにかかった人の咳やくしゃみなどから、ウイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことにより感染します。

典型的なインフルエンザの症状は、高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などで、どの痛み、咳、鼻水などもみられます。普通のかぜに比べて全身症状が強く、気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することが多いのがインフルエンザの特徴です。

また、インフルエンザは普通のかぜとは異なり、流行が始まると感染力が強いため短期間に小児から高齢者まで膨大な数の人を巻き込み、そのうえ症状も重いので65歳以上の高齢者の死亡率が高くなります。

インフルエンザ予防接種の有効性は世界的にも認められており、我が国においても高齢者の発病予防や特に重症化防止に有効であることが確認されています。

【インフルエンザワクチンについて】

インフルエンザワクチンはインフルエンザウイルスが毎年変異するため、その年の流行を予測してワクチン株が指定され、製造される不活化ワクチンです。インフルエンザワクチンは毎年変更され同じものではないので、毎年接種する必要があります。接種回数については、インフルエンザウイルスの型に大きな変異がないかぎり、65歳以上の方は1回接種で約5ヶ月間十分な効果が期待できます。

【副反応】

副反応として接種局所の発赤、腫脹、疼痛等や全身症状の発熱、悪寒、倦怠感等がみられることがあります。通常2～3日のうちに治ります。また、非常にまれですが、ショックやじんましん、呼吸困難などがあらわれることがあります。

【副反応が起こった場合】

予防接種のあと、まれに副反応の起こることがあります。また、予防接種と同時に、ほかの感染症がたまたま重なって発症することがあります。

予防接種を受けたあと、注射部位のひどい腫れ・高熱・ひきつけなどの症状があったら、必ず接種を受けた医師に相談し、特に症状の強いときは、医師の診察を受けてください。

【健康被害救済制度について】

定期接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

【予防接種を受ける前に】

(1) 注意をすること

- ① このお知らせをよく読んで、理解した上で受けましょう。わからない点は医師に質問してください。

- ② 体調が悪ければ延期し、体調の良いときに受けるようにしましょう。
- ③ 体温は、接種直前に医療機関で測ってください。明らかに熱のある人（37.5℃以上）は接種を受けられません。
- ④ 予診（予診票と診察）の結果、接種が可能であれば、医師の説明をよく聞いて、予診票のインフルエンザ予防接種希望書欄に本人が署名して、接種を受けてください。
- ⑤ 接種後は、30分位医療機関内又はすぐに連絡のとれる範囲で観察してください。また、接種後1週間は副反応の出現に注意してください。
- ⑥ 接種当日の入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすったり、過激な運動や大量の飲酒は避けてください。

(2) 予防接種を受けることが適当でない人（**予防接種不相当者**）

- ① 明らかに発熱のある人（37.5℃以上）
- ② 重い急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③ インフルエンザワクチンの接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある人

「アナフィラキシー」とは、通常接種後約30分以内に起こる強いアレルギー反応で、発汗、顔が急に腫れる、全身にじんましんが出る、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、ショック状態になるような激しい全身反応のことです。

- ④ インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う病状がみられた人
- ⑤ 上の①～④に入らなくても、医師が接種不相当であると判断した場合。

(3) 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなくてはならない人（**予防接種要注意者**）

- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気などで治療を受けている人
- ② 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある人
- ③ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患で治療を受けている人
- ④ 過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ⑤ 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーがあるといわれたことのある人

【他の予防接種との間隔】

インフルエンザワクチンの前後に新型コロナウイルスワクチンを接種する場合には、原則として13日以上の間隔をおいてください。

また、インフルエンザワクチンと新型コロナウイルスワクチン接種を同時に接種しないでください。

【その他】

インフルエンザ予防接種は、主に個人予防目的のために行うものであり、予防接種の対象者は、予防接種を受けるように努める必要はなく、自らの意思と責任で接種を希望する場合にのみ接種を行うこととなります。そのため、対象者の意思確認ができない場合は、予防接種法に基づいた予防接種を行うことはできません（この場合、任意接種（全額自己負担）となります）。

また、高松市高齢者インフルエンザ予防接種の公費助成は、1年間に1回のみ対象となり、2回目以降を接種される方は、任意接種となります。